

定 款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本協会は、社団法人日本船用機関整備協会という。

(事務所)

第 2 条 本協会は、事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、総会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第 3 条 本協会は、船用機関整備業の経営基盤の強化、船用機関整備技術の向上等船用機関整備業の発展を図り、もって船舶の安全及び関連産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 船用機関整備業の経営基盤の強化に関すること。
- (2) 船用機関整備技術の向上に関すること。
- (3) 船用機関整備業に関する取引条件の改善に関すること。
- (4) 船用機関整備業に関する広報に関すること。
- (5) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会 員

(種別)

第 5 条 本協会の会員は、次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

(1) 正会員

本協会の目的に賛同して入会した船用機関整備業若しくは船用機関整備に関係のある事業を営む団体又は個人

(2) 賛助会員

本協会の事業を賛助するため入会した団体又は個人

(入会)

第 6 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、総会が別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 正会員が団体である場合は、本協会に対する代表者（以下「指定代表者」という。）1名を指定して会長に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 既納の入会金及び会費は、返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第 8 条 会員は、次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 本協会が解散したとき。

(退会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 10 条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合において、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の名誉を傷つけ、又は信用を失うような行為があったとき。
- (2) 本協会の定款又は規則に違反する行為があったとき。
- (3) 本協会の総会の議決を無視する行為があったとき。

(権利の喪失)

第 11 条 退会した者又は除名された者は、会員としての一切の権利を失い、既納の入会金、会費その他本協会の資産に対して、何等の請求をすることができない。

第 3 章 役 員 等

(役員)

第 12 条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 3 名以内
- (3) 専務理事 1 名
- (4) 理 事 3 5 名以上 4 0 名以内 (会長、副会長及び専務理事を含む。)
- (5) 監 事 2 名以内

(役員を選任)

第 13 条 理事及び監事は、総会において正会員 (団体の場合にあっては指定代表者) の中から選任する。ただし、総会で必要と認めたときは、正会員以外から理事 5 名以内を選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第 14 条 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を行う。
- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を総括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、本協会の業務を執行する。
- 5 監事は、民法第 59 条に定める職務を行う。

(役員の任期)

第15条 役員の任期は、就任後2カ年目の通常総会の日までとする。

ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 第13条第1項本文の規定により選任された役員がその任期中に指定代表者でなくなった場合であって、第6条第3項の規定により指定代表者の変更の届出があったときは、変更後の指定代表者は、理事会の承認を経て、前任者に代わって役員になることができる。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する場合は、総会において3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合において、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本協会に顧問若干名を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 総 会

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の機能)

第20条 総会は、この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する重要事項を議決する。

(総会の種別及び開催)

第21条 本協会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 正会員の5分の1以上から又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

(総会の招集)

第22条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第3項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに正会員に通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数等)

第24条 正会員は、1個の表決権を有する。

2 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。

3 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の書面表決)

第25条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第26条 総会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第27条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第28条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の種類及び開催)

第29条 本協会の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上から又は監事から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときには、その日から14日

以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。

(理事会の議長)

- 第31条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数等)

- 第32条 第24条から第26条の規定は、理事会に準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「正会員」とあるのは、「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

- 第33条 会長は、本協会の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

- 第34条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

- 第35条 本協会の財産を分けて、基金と普通財産とする。

- 2 基金とは、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 基金として指定して寄附された財産
 - (2) 総会において基金に繰り入れることを議決した財産
- 3 普通財産とは、基金以外の財産をいう。

(財産の管理)

- 第36条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

- 2 基金は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、本協会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会において出席正会員の3分の2以上の議決を得、かつ、国土交通大臣の承認を得てその一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

- 第37条 本協会の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

- 第38条 本協会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、年度開始前に会長が作成し、通常総会において3分の2以上の議決を得なければならない。これを変更し

ようとする場合も同様とする。

- 2 年度開始後通常総会の日までは、前年度予算に準じて執行する。
- 3 前項の収入・支出は、通常総会において成立した予算の収入・支出とみなす。

(暫定予算)

- 第 39 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度予算に準じて執行することができる。
- 2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第 40 条 会長は、毎会計年度終了後、事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録を通常総会の 7 日前までに作成し、監事に提出し、その監査を受けなければならない。
- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。
 - 1 会長は、前 2 項の書類及び報告書について、通常総会において 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。

(長期借入金)

- 第 41 条 本協会が予算に基づき資金の借入れをしようとするときは、その借入れ後 1 年以内に償還する短期借入金を除き、国土交通大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第 42 条 本協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 43 条 この定款は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

- 第 44 条 本協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び同条第 2 項第 2 号の規定によるほか、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得なければ解散することができない。

(清算人)

- 第 45 条 本協会の解散に伴う清算人は、総会において理事の中から選任するものとする。ただし、特に必要があると総会において認めるときは、理事以外の者から選任することができる。

(残余財産の処分)

- 第 46 条 本協会の解散に伴う残余財産は、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、本協会と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 事務局

(設置等)

第47条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事及び職員の名簿並びに履歴書

(4) 許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関の議事に関する資料及び議事録

(6) 事業計画及び予算に関する書類

(7) 事業報告及び決算に関する書類

(8) 収入・支出に関する帳簿及び証拠書類

(9) その他必要な帳簿及び書類

第10章 補 則

(細則)

第49条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、運輸大臣の設立許可のあった日(平成7年7月10日)から施行する。

2 本協会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

3 本協会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

4 本協会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

5 本協会の設立により、日本船用機関整備協会の一切の権利及び義務は、本協会が承継する。